

## 契約の概要について記載した書面

(警備業法第19条、施行規則第33条第2号)

〒133-0056 東京都江戸川区南小岩

5-17-20 エステートT&T202

中央警備未来株式会社

代表取締役 井上剛

TEL 03-6657-9430・FAX 03-6657-9434



契約を締結しようとする本警備契約の概要は、次の表のとおりです。

項目	内容
1 警備業務を行う期間	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
2 警備業務を行う日及び時間帯	請負内容により異なるため、警備業務を行う前日までに決定する。
3 警備業務を行うこととする場所	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
4 警備員の人数及び担当業務	交通誘導業務を実施し、人数等は警備業務を行う前日までに決定する。
5 警備員が有する知識及び技能	警備員教育（新任・現任）を受講している者。交通誘導警備業務に従事した者。
6 警備員が用いる服装	弊社所定の服装（公安委員会届出済み）
7 使用する機器又は各種資機材	無線機・手旗・誘導灯・警笛ほか協議の結果必要としたもの
8 負傷等の事故発生時の措置	「警備計画書」に基づき措置を行うとともに、「緊急連絡先一覧」に基づき必要な連絡を行う。
9 報告の方法、頻度及び時期その他依頼者への報告	警備終了後に警備報告書を作製し提出する。
10 警備料金・その他の費用	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
11 支払の時期及び方法	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
12 警備業務の再委託に関する事項	他の警備業者に再委託はせず、すべての警備業務を弊社にて実施
13 免責に関する事項	①天災地変その他弊社の責めに帰さない損害 ②御社の従業員・出入り業者・来店者および第三者の故意または重大な過失による損害 ③契約事項に記載されていない任務の履行による損害 ④弊社から改善要請を行ったにもかかわらず、是正されなかったために発生した損害
14 損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項	弊社の責めに帰すべき損害について、警備業者賠償責任保険に基づき対人1億円・対物500万円を限度として賠償する（免責1万円とする）。
15 契約の更新に関する事項	工事が延長するときは相互に協議して決定
16 契約の変更に関する事項	その都度協議して決定する。
17 契約の解除に関する事項	その都度協議して決定する。
18 警備業務に関する苦情の受付窓口	弊社 TEL03 (6657) 9430
19 特約事項	特約事項がある場合は、請負内容によって異なるため、別紙書面を提出する。

警備前書類・請負契約書・契約後書類で上記内容と同じ事項については省略し、別紙で必要となる書類に関しては提出します。